

記入例

様式第 17（第 21 条関係）

誓 約 書

申請書の提出日と同じ日を記入してください。

この様式の下欄に記載した条例抜粋をよく読んでから記入してください。

令和 6 年 2 月 1 日

豊橋市長 様

申請者 氏名 豊橋市広告株式会社

(名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊橋太郎

申請者は、豊橋市屋外広告物条例第 24 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

豊橋市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第 24 条の 4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 27 の 2 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 27 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 27 条の 2 第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者 2

略

（登録の取消し等）

第 27 条の 2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 24 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 24 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 24 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 略